

# 令和8年度

## 小平市 学校施設 スポーツ団体開放

### 利用案内

学校施設の利用にあたり、大切な事項を多く記載しています。

よく確認した上で、ご利用ください。

事前周知のとおり、令和8年度の申請から、全ての開放日・時間を枠として設定します。原則、1団体1枠とします。

団体への連絡は、原則メールで行います。

※利用案内の内容をよくご理解いただいた上で、団体登録を申請してください。

学校施設スポーツ開放は、各学校と利用者のみなさん、地域住民の御理解・御協力の上で運営しています。ルール・マナーを守り、責任を持って安全・丁寧に御利用ください。

# 1 目次

1	目次	
2	スポーツ団体開放について	・・・・・・・・P. 2
	(1) 概要	
	(2) 申込み可能な枠について	
	(3) 校庭の開放時間について	
	(4) 体育館の開放時間について	
3	団体登録について	・・・・・・・・P. 8
	(1) 登録要件	
	(2) 登録方法	
	(3) 学校、市民総合体育館指定管理者との情報共有	
4	学校体育施設の利用方法	・・・・・・・・P. 11
	(1) 利用までの流れ	
	(2) 利用のキャンセルについて	
	(3) 追加申込みについて（体育館利用団体のみ）	
	(4) 文化スポーツ課からの連絡について	
5	利用上の注意	・・・・・・・・P. 13
	(1) 利用する際の点検項目	
	(2) 校庭・体育館（共通）	
	(3) 校庭	
	(4) 体育館	
	(5) 学校別の特記注意事項	
	(6) 利用許可の取消しについて	
6	その他	・・・・・・・・P. 18
	(1) 学校施設スポーツ開放連絡会議について	
	(2) 問合せについて	

## 2 スポーツ団体開放について

### (1) 概要

学校体育施設（校庭及び体育館）を学校教育の支障のない範囲で、アマチュアスポーツを目的とする団体に開放する制度です。定期的な利用を原則としており、登録すると、その年度内は同じ時間枠で活動できます。（登録した時間枠以外の申請は原則できません。）

ただし、学校教育に支障のない範囲でのご利用になりますので、学校行事、市の事業や、施設の工事等で利用できないことがあるほか、部活動の地域移行の取組など急遽、学校開放事業を休止することがあります。その場合は、代替施設を用意できませんので御了承ください。

また、市営グラウンドや市民総合体育館における公共施設予約システムの利用者登録とは、運営方法が異なり、別で登録必要ですので、ご注意ください。

#### 開放を中止する時の例

- ・ 運動会やその他行事（地域のお祭り等含む）及び、その準備期間
- ・ 選挙
- ・ 施設の工事期間

（工事の進行をスムーズに図るため、また、安全を確保するために開放を中止することがあります。また、工事の規模により、利用に制限もしくは中止の期間が長くなる場合であっても、代替施設の確保をすることはできません。）

学校体育施設の利用の流れは下記のとおりです。（登録及び申請書類は、黒もしくは青のボールペンで記入してください。※消えるボールペンは使用できません。）

#### 団体登録

- ・ 学校施設を利用するためには、団体登録が必要です。
- ・ 有効期間は4月～翌年3月の1年間です。

#### 利用申込

- ・ 団体登録後、利用申込ができます。
- ・ 毎月、所定の期間に申込書を提出してください。

#### 利用

- ・ 利用許可書で許可された日時（時間枠）で利用できます。
- ・ 利用にあたっては、利用上の注意（P. 13～17）をよく読んで上でルール・マナーを守り、責任を持って安全、丁寧に御利用ください。

**(2) 申込み可能な枠について (P. 9 団体登録調整の留意事項を要確認)**

・ 体育館は、各校各曜日原則 1 枠（同枠を複数団体が希望する場合は、第何週はどの団体と振り分けを行います。）

・ 校庭利用団体は、午前・午後の時間帯の登録にあたっては、現在の運用と同様に、各学校の団体同士で、どの使用日、枠を使用するかについて、十分に調整してください。各学校の団体間の調整が付いていれば複数枠の利用も可能です。調整にあたっては、「時間枠調整用シート」を作成しましたのでご活用ください。※団体間で枠の分割は、できません。調整が付いていない箇所（同枠を希望する団体が複数ある場合）は、市で決定します。

**① 小学校（校庭）**

各小学校（六小を除く）土曜・日曜・祝日、六小（日曜）

	4月～9月	10月～3月
8:30	午前	午前
12:30	午後	午後
13:00	午後	
16:45		
17:45		

六小（月曜～土曜・祝日）

	4月～9月	10月～3月
8:30	午前 平日除く	午前 平日除く
12:30		午後 平日除く
13:00	午後 平日除く	
16:45		
18:00	夜間	
21:00		

**② 小学校（体育館）※小平第十四小学校を除く**

月曜から土曜

18:00	夜間
20:45	

日曜

9:00	午前
12:30	午後
15:30	夕方
18:30	夜間 六小のみ
21:00	

③小平第一中学校（アリーナ（2室場）、武道場）

月曜から土曜

19:00	夜間
21:00	

日曜（武道場のみ）

9:00	①
11:00	②
13:00	③
15:00	④
17:00	

④花小金井南中学校（アリーナ、柔道場、剣道場・多目的室）

（ア）アリーナ

月曜から日曜

19:00	夜間
21:00	

（イ）柔道場

	月	火	水	木	金	土	日
9:00	①	①	①	①	①	①	①
11:00	②	②	②	②	②	② 長期教室	②
13:00		③	③		③	③	③
15:00	④	④	④		④	④	④ 長期教室
17:00	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
19:00	⑥	⑥	⑥ 長期教室	⑥ 長期教室	⑥ 長期教室	⑥ 長期教室	⑥
21:00							

(ウ) 剣道場及び多目的室

	月	火	水	木	金	土	日
9:00	①	① 長期教室	①	①	①		①
11:00	②	② 長期教室	② 長期教室	②	②		②
13:00		③ 長期教室	③		③ 長期教室		③
15:00							④
17:00						⑤	⑤
19:00	⑥	⑥ 長期教室	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥
21:00							

(3) 校庭の開放時間について（12月27日～1月5日は開放中止日）

①利用可能校

小平市立小学校（19校）

②開放日・時間

ア 小平市立小学校（小平第六小学校を除く）

曜日	時期	開放時間
月曜～金曜		開放していません
土曜・日曜・祝日	4～9月	8:30～17:45
	10～3月	8:30～16:45

※十三小は、芝生の状況により、急遽使用ができなくなる場合があります。

イ 小平第六小学校

曜日	時期	開放時間
月曜～金曜	4～11月	18:00～21:00
	12～3月	開放していません
土曜・日曜・祝日	4～11月	8:30～21:00
	12～3月	8:30～16:45

③利用可能種目

サッカー、少年軟式野球等

(4) 体育館の開放時間について（12月27日～1月5日は開放中止日）

長…長期教室、個…個人開放、学…学校使用、追…追加申込のみ

①利用可能校

小平市立小学校（19校）※小平第十四小学校は、原則開放していません。

小平市立中学校（小平第一中学校、花小金井南中学校）

②開放日・時間

ア 小平市立小学校

	月	火	水	木	金	土	日		祝日
							第1・2	第3～5	
一 小	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	長	18:00～ 20:45	個	長	9:00～ 18:30	9:00～ 18:30	—
二 小	18:00～ 20:45	個	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	個	18:00～ 20:45	9:00～ 18:30	個 12:30 ～18:30	—
三 小	18:00～ 20:45	個	学	18:00～ 20:45	個	18:00～ 20:45	個 12:30 ～18:30	個 12:30 ～18:30	—
四 小	18:00～ 20:45	個	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	個	18:00～ 20:45	個・追	個・追	—
五 小	学	18:00～ 20:45	長	18:00～ 20:45	学	長	個 12:30 ～18:30	個 12:30 ～18:30	—
六 小	18:00～ 21:00	個	18:00～ 21:00	18:00～ 21:00	18:00～ 21:00	18:00～ 21:00	個 12:30 ～21:00	9:00～ 21:00	9:00～ 21:00
七 小	18:00～ 20:45	個	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	個	18:00～ 20:45	9:00～ 18:30	個 12:30 ～18:30	—
八 小	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	学 19:00 ～20:45	9:00～ 18:30	9:00～ 18:30	—
九 小	18:00～ 20:45	学 19:00 ～20:45	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	学 19:00 ～20:45	18:00～ 20:45	9:00～ 18:30	9:00～ 18:30	—
十小	18:00～ 20:45	学	18:00～ 20:45	学	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	9:00～ 18:30	9:00～ 18:30	—
花小	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	長	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	9:00～ 15:30 長	9:00～ 15:30 長	—
鈴木小	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	長	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	長	9:00～ 18:30	9:00～ 18:30	—
上宿小	18:00～ 20:30	18:00～ 20:30	18:00～ 20:30	18:00～ 20:30	18:00～ 20:30	18:00～ 20:30	9:00～ 18:30	9:00～ 18:30	—
その他 小学校	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	9:00～ 18:30	9:00～ 18:30	—

※二小、四小、七小の第5日曜の開放時間は、9:00～18:30となります。

イ 小平第一中学校、花小金井南中学校

		利用区分	月	火	水	木	金	土	日	祝日	
一中	アリーナ (2分割)	19:00~21:00	○	○	○	○	○	○	追	学	
	武道場	19:00~21:00	○	○	○	○	○	○	○	学	
花南中	アリーナ	19:00~21:00	○	○	○	○	○	○	○	○	
	柔道場	9:00~11:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		11:00~13:00	○	○	○	○	○	○	長	○	○
		13:00~15:00	学	○	○	学	○	○	○	○	○
		15:00~17:00	○	○	○	学	○	○	○	長	○
		17:00~19:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		19:00~21:00	○	○	長	長	長	長	長	○	○
	多剣道場 及び目的室	9:00~11:00	○	長	○	○	○	学	○	学	学
		11:00~13:00	○	長	長	○	○	学	○	学	学
		13:00~15:00	学	長	○	学	長	学	○	学	学
		15:00~17:00	学	学	学	学	学	学	○	学	学
		17:00~19:00	学	学	学	学	学	学	○	○	○
		19:00~21:00	○	長	○	○	○	○	○	○	○

※柔道場は、原則として畳を敷いてある状態で使用すること。柔道等の畳が敷いてあっても利用可能な種目の団体のみ申請可能です。

※多目的室のみの貸出はせず、剣道場との一体での貸出とします。

※剣道場及び多目的室、柔道場は、部活動でも使用するため、「—」の表示がある時間帯は利用できません。

※剣道場及び多目的室、柔道場は、武道(剣道等)の授業で年間3か月程度使用する予定があるため、その期間も利用できない場合があります。予めご了承ください。

※その他、学校行事等で利用できない場合がありますので、予めご了承ください。

③利用可能種目

屋内球技、武道等

※各学校の設備上、学校によって利用できない種目があります。

(フットサルは、第一中学校及び花小金井南中学校で利用可能です。)

#### ④用語の説明

長期教室…広く市民に開かれた、スポーツ協会加盟団体の長期教室

個人開放…広く市民に開かれた、学校施設スポーツ個人開放

第一小学校～第七小学校の体育館で、管理指導員を配置し、卓球・バドミントン・バウンドテニスを個人向けに登録不要で開放しており、団体で使用不可。

学校使用…学校長が学校教育のために使用すると認めたもの

追加申込のみ…定期利用ができないため、追加申請のみで受け付けるもの

開放時間外…学校施設スポーツ開放の実施が認められていない時間

## 3 団体登録について

### (1) 登録要件

下記全ての条件に該当する団体が登録できます。

- ・小平市に在住・在勤・在学する者が10人以上で構成されている
- ・代表者及び利用責任者が18歳以上である  
(利用により生じた損害の賠償やトラブル対応等について、責任を負うことができる者)
- ・アマチュアスポーツ活動を目的とする
- ・営利を目的としない

#### ◆営利目的について

団体を主催する者が月謝等を徴収する形式は営利目的となります。ただし、消耗品費(ボール等)や、スポーツ保険料等、活動に最低限必要な会費の徴収は営利目的となりません。

営利目的の判断は、活動内容により、一律で決められるものでは無いため、下記の場合を一つの目安として確認しています。

- 指導者が自ら代表者となって月謝などを徴収している場合
- 指導者がその徴収金で生計の一部としている場合
- 実費相当額を超える会費を徴収して行う教室などの継続的な活動がある場合
- 他に会費を徴収している教室や道場等があり、学校を1つの教室として利用する場合

◆その他、利用状況が悪い場合(活動人数が常時2～3名、市や学校等の指示に従わない、キャンセルが多い等)、申請に虚偽がある場合等は、登録を抹消する場合があります。

### (2) 登録方法

下記の書類に必要事項を記入し、市民総合体育館窓口に提出してください。不足している場合は未提出とします。

- ① 小平市開放施設利用団体登録申請書(2枚複写) ※ 1団体1枠まで
- ② 団体会則
- ③ 会員名簿(利用者全員分)
- ④ 日時等調整用アンケート(体育館利用団体のみ)

※上記①～④の書類は、受付期間中に全て市民総合体育館で受け取れます。

※上記①～④の書類は、下記の期間内であれば、小平市ホームページから書式をダウンロードすることも可能です。ただし、メールでの提出はできません。必ず印刷して市民総合体育館窓口に提出してください。

(ダウンロード可能期間: 令和7年10月20日(月)～令和7年11月20日(木)まで)

※学校使用等の連絡を円滑に行うため、団体全員に連絡ができる方のメールアドレスの記載を必須とします。 ※文化スポーツ課と連絡可能なメールアドレス

※団体会則・会員名簿は、記載事項を満たせば書式は問いません。

団体会則: 名称・目的・構成員・活動・役員・会費・その他

会員名簿: 氏名・年齢(学年)・住所・在住、在勤、在学・勤務先または学校名(住所が市外の場合)・役職名(代表者、利用責任者)

※様式を使用し、会員が20名以上の場合は、用紙をコピーし対応すること

※小・中学生が所属していて新年度に会員が確定する団体は、会員名簿のみ4月30日(木)までに文化スポーツ課へ提出してください。

※校庭の際、ペグ等を使用する場合は、申請書を提出すること。(詳細はP.14)

#### (ア) 登録受付期間

令和7年10月20日(月)～令和7年11月20日(木)(土日祝も可)【厳守】

午前8時30分～午後9時(12月29日(日)～1月3日(金)を除く)

※令和7年11月4日(火)は、午前8時30分～午後5時まで

#### (イ) 登録有効期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日までの1年間

※年度途中に登録した場合も有効期限は令和9年3月31日までです。

#### (ウ) 書類提出後の流れ

・登録受付期間内に受け付けた申請は、利用日時・利用校の調整後、12月22日(月)から「小平市開放施設利用団体登録証」を市民総合体育館窓口でお渡しします。

その登録証の学校・曜日・時間を2月20日からの4月分以降の申請書にご記入ください。

#### ○団体登録調整の留意事項

・団体登録を希望する団体が多くなっており、御希望に添えない場合が多々ありますが、御了承ください。

・原則、1団体1枠のみの利用となります。

※学校使用で開放不可が多い場合や、隔週など、同日程を他団体と分けることとなった場合を含む

・異なる団体名で申請があっても、代表者や名簿等により同一であると確認できる場合は、一つの団体と判断します。

・学校施設は公共施設であり、公平にご利用いただく必要があります。そのため、団体開放の登録は、毎年度新規で登録という取扱いであり、更新ではないため、調整については、前年度の利用状況を加味しません。

・ 複数の団体が同一の枠の利用を希望する場合には、日時等調整用アンケートに基づき、原則、第〇週（奇数週・偶数週等）として登録を行います。

・ 当初の登録では、1団体1枠のみ登録を行います。2枠目以上を定期利用したい場合は、全て追加登録のみで受付いたします。

・ 午前・午後の時間帯の校庭利用団体は、その学校の全ての校庭利用団体間で調整が付いていれば、複数枠の登録申請を可能とします。

・ 団体登録の調整は、12月10日（水）頃までに行います。期日までに文化スポーツ課に電話もしくはメールでご返答いただけない場合や、団体間の希望が噛み合わず日程の折り合いが付かなかつた場合は、原則、納得の有無にかかわらず、上記の調整を行い、団体登録を行います。

※利用時間については、枠に沿った利用とし、1つの枠を団体間で分割することはできません。（全団体）

※2枠以上を申し込んでいることが発覚した団体については、連絡せずに調整が必要のない枠を1枠のみを申請したものと取り扱いますのでご注意ください。

#### （エ）登録受付期間終了後の申込みについて（追加登録）

・ 2枠以上を定期利用したい場合は、全て追加登録のみでの受付となります。

・ その際は、例年のように文化スポーツ課に来庁はする必要はなく、ホームページで追加申請可能な枠を掲出するので、確認のうえ、①（団体登録申請書）のみをメールで送付してください。

#### ・追加登録 一段階目（抽選）

登録受付期間内に登録した団体を優先して登録した後、12月22日（月）から令和8年1月12日（月・祝）まで、利用登録のない施設及び時間帯についてのみ、メールで登録を受け付けます。必要書類は①です。※紙で提出する場合は、令和8年1月9日（金）までに、文化スポーツ課の窓口へ

2枠目以降についても、競合がない希望箇所から優先的に登録し、競合した場合は、使用枠の少ない団体から登録します。

競合する場合には、抽選で決定します。

#### ・追加登録 二段階目（先着）

追加登録 一段階目の期間内に登録した団体を優先して登録した後、令和8年2月20日（金）から利用登録のない施設及び時間帯についてのみ、メールで登録を受け付けます。必要書類は、①です。

※メールに返信が無かった場合は、届いていない場合がありますので、お電話ください。

※追加登録は複数枠申込み可

※既に登録のある利用団体は、追加登録した時間を全く登録のない利用団体が希望した場合は、その時間をお譲りいただきます。

※追加申請では、その枠全体（分割しない）の登録とします。

※追加登録で初めて当該年度に団体登録を行う場合は、文化スポーツ課に、①～③（団体登録申請書、団体会則、会員名簿）の提出が必要です

### (3) 学校、市民総合体育館指定管理者との情報共有

市民総合体育館窓口で受付・交付など行うため、登録された団体の情報や、利用申請の情報は、関係機関（学校、指定管理者）との間で共有します。

## 4 学校体育施設の利用方法

### (1) 利用までの流れ

#### ① 申込書記入

市民総合体育館窓口で「小平市開放施設利用申込書」（3枚複写）を記入し、提出してください。（P.19に申込書記入例がありますので、ご確認ください。）

※利用希望日時・学校は、団体登録で認められた枠内で記入してください。

※申込受付期間中に申込が無かった日程は、追加申請（先着）のみで受付します。

※3枚複写のうち、3枚目の許可書に事前押印がしてあるため、申請書はその場で記入・提出していただきます。持ち帰ることはできませんので、ご留意願います。

#### ② 許可書発行

提出された申込書をもとに、下表スケジュールで「小平市開放施設利用許可書」を発行します。許可書は利用予定日までに市民総合体育館窓口で受け取り、利用許可日時を確認してください。再発行はできません。学校での許可書の提示は、スマートフォン等で撮影した画像でも構いません。警備員が不在の場合でも許可されている時間内であれば使用可能です。（空調を除く）（P.20に許可書の例がありますので、ご確認ください。）

各月の申込み・許可書発行のスケジュールは下表のとおりです。

令和8年度小平市学校施設開放利用申込予定表		
利用月	申込受付期間	許可書発行日
令和8年4月分	2月20日～28日	3月23日（月）～
5月分	3月23日～31日	4月20日（月）～
6月分	4月20日～30日	5月20日（水）～
7月分	5月20日～31日	6月22日（月）～
8月分	6月22日～30日	7月21日（火）～
9月分	7月21日～31日	8月20日（木）～
10月分	8月20日～31日	9月24日（木）～
11月分	9月24日～30日	10月20日（火）～
12月分	10月20日～31日	11月20日（金）～
令和9年1月分	11月20日～30日	12月21日（月）～
2月分	12月21日～28日	1月20日（水）～
3月分	1月20日～31日	2月22日（月）～
（参考）4月分	2月22日～28日	3月23日（火）～

### ③学校体育施設の利用

許可書または許可書の画像を警備員に提示し、御利用ください。警備員が不在の場合でも許可されている時間内であれば使用可能です。(空調を除く)なお、利用を許可された時間には準備及び、片付けの時間も含まれています。時間までに学校敷地内から退出してください。

#### (2) 利用のキャンセルについて

- ・利用を許可された日程のうち、利用をキャンセルする日がある場合は下記のとおり連絡をお願いします。
- ・団体名、キャンセルする学校名、施設、時間枠をお申し出ください。
- ・学校施設のため、施設管理上、無断で利用をキャンセルしないよう、お願いいたします。
- ・一度キャンセルされた日程は、再度の申込みはできません。前月10日ごろまでに連絡のあった枠は、追加申請(先着)となります。(それ以降は原則使用不可)

#### ① 利用日より前にキャンセル連絡をする場合(原則)

文化スポーツ課へ連絡(TEL: 042-346-9612)

メール: cdc0020@city.kodaira.lg.jp

※電話は、平日8:30~17:00まで

#### ② 利用日当日以降にキャンセル連絡をする場合(当日天候不良時を含む。)

学校及び文化スポーツ課へ連絡

※学校施設スポーツ開放の件であることを伝えた上で、副校長または警備員へ。

※17:00以降、土日、又は祝日の場合など、学校および文化スポーツ課に繋がらない場合は、事後で構いませんので、翌平日までに電話またはメールで学校及び文化スポーツ課へ連絡をお願いします。※学校は電話のみ

#### (3) 追加申請について(体育館利用団体のみ)

- ・前月20日以降の最初の平日以降、市民総合体育館窓口で、当該月の利用予定に空きがあれば、登録外の学校や時間枠でも申込みができます。

※追加申請のみの場合でも、団体登録は必要です。

※令和8年度4月分の追加申込みであれば、3月23日から申請できます。

- ・追加申請は、空きのある学校・日時で受け付けます。空き状況を市民総合体育館窓口でご確認いただき、申込書を記入して提出してください。

- ・追加申込みの順番は、以下の方法で決めることとなります。

①抽選受付…前月20日以降の最初の平日の開館時間(8:30)に集まった団体で順番の抽選を行い、申請順を決めます。

※抽選受付の場合、最初に申請できるのは5箇所までです。それ以上の追加申請を希望される場合は、最初の申請終了後、受付順の最後に回っていただき、もう一度順番が来るのをお待ちください。

②先着受付…①抽選受付による追加申込み終了後は、先着順で随時受け付けます。

- ・追加申請ができるのは、利用日の7営業日前までです。(市役所の営業日)

・申請後は、学校に利用の可否を確認した上で、申請者へ連絡します。申請時点で予約が確定するわけではありません。利用可能のときは、利用日までに許可書を市民総合体育館窓口  
に受け取りに来てください。なお、学校との調整には、数日程度時間を要します。使用日  
までに学校から許可が下りなかった場合は利用できません。

・一度許可が下りた場合でも、学校行事等で急遽利用できなくなる場合があります。

#### (4) 文化スポーツ課からの連絡について

急遽の開放中止などの連絡は、申請者もしくは代表者へ電話で連絡いたします。

日中（9：00～17：00）に連絡がとれる連絡先を登録時に申請いただくとともに、  
留守番電話の設定をお願いします。

## 5 利用上の注意

この内容は、責任者が練習試合のチーム等を含め、施設利用者全員に厳守させてください。

### (1) 利用する際の点検項目

- ① 利用時間を守って利用すること
- ② 学校施設、設備や備品を大切に使用すること
- ③ ペグ等の入り等の安全確認をすること ※校庭利用団体
- ④ 事故やケガなく安全に利用すること
- ⑤ トイレを清潔に利用すること
- ⑥ 自転車（自動車）を所定の位置に整えて止めること ※自動車は学校から許可必要
- ⑦ 迷惑になるような声や音を出さないこと
- ⑧ 清掃をして、利用施設内の点検を行うこと
- ⑨ 利用施設を利用前の状態に戻すこと
- ⑩ 利用後に、学校警備員に報告すること
- ⑪ 利用後は速やかに解散し、帰宅すること
- ⑫ その他、注意事項や開放校別の遵守事項を守ること

### (2) 校庭・体育館（共通）

- ① 利用許可書を受け取った後は、必ず許可された日時を確認すること。
- ② 申込内容と異なる利用や、利用を承認された者以外の利用（譲渡や転貸）を行わないこと。
- ③ 開放時間前の施設への立ち入り、倉庫からの用具の運搬は学校の許可なく行わないこと。
- ④ 利用申請が可能な施設は、校庭及び体育館のみ。また、学校の許可なく、利用を承認された施設以外の場所に立ち入らないこと。
- ⑤ 学校や警備員等から、別途指示があった場合は、速やかにその指示に従うこと。
- ⑥ 校門は、出入りの度に閉めること。
- ⑦ 活動中の水分補給を除き、飲食をしないこと。
- ⑧ 施設備品等は、許可されたもののみを利用すること。
- ⑨ 学校敷地内及び敷地外周辺は禁煙です。学校で試合を行う場合は相手チームにも周知を図ること。喫煙をする場合は、近隣の喫煙所を利用するなどマナーを守ること。

- ⑩ 自動車の利用は原則禁止です。事情があり利用する場合は、都度、学校に確認すること。
  - ⑪ 石灰やボール等の消耗品は各団体で用意すること。
  - ⑫ 近隣に対する騒音に配慮し、利用後は速やかに学校周辺から退出すること。
  - ⑬ 楽器の使用は、原則禁止です。
  - ⑭ 活動で大きな音が出る場合は、事前に学校に利用可能かを確認すること
  - ⑮ 利用が終了したときは、現状復帰を行うこと。
  - ⑯ 利用後は清掃を行い、利用に生じたごみ等は、必ず持ち帰ること。
  - ⑰ 活動中の指導の声や声援は周辺にも聞こえるため、大声での指導や罵声とも受け取られる、周囲が不快となる言動等、必要以上の指導、会話等については慎むこと。
  - ⑱ 練習試合等で来校したチームも、利用団体の責任で管理すること。
  - ⑲ 活動中に利用団体とは関係のない人を学校敷地内に立ち入らせないこと。
  - ⑳ 活動中の事故や怪我、学校施設や設備・備品等を破損・紛失した場合は、速やかに学校警備員に伝えること。その後、副校長及び文化スポーツ課に連絡をすること。
- ※利用中に、発生した事故等は、施設に瑕疵があった場合を除き、すべて利用者の責任となります。(万が一に備え、活動中の事故等の補償がある保険の加入をお勧めします。)**
- ㉑ 夏季については、熱中症対策に十分留意すること。(利用中の熱中症等の発症については、各団体の責任となります。)
  - ㉒ 夏季期間の利用前には、環境省のホームページに掲載されている、熱中症特別警戒アラートと熱中症警戒アラートが発表されていないかを確認すること。なお、**熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、必ず利用を中止すること。**また、**熱中症警戒アラートが発表された場合は、熱中症予防を徹底し、利用の中止を検討すること。**
  - ㉓ 空調設備の利用を希望するときは、警備員もしくは管理人に声をかけ、**利用団体は空調設備に触らないこと。**(警備員は、巡回で警備室を離れる場合があります。巡回等で警備員がいない場合は使用できません。)
  - ㉔ 発災時には、施設管理者の指示に従うこと。
  - ㉕ 発災時には、スポーツ開放の利用者の避難誘導に協力すること。

### (3) 校庭

- ① ボールが校庭内から絶対に飛び出さないように、練習場所や練習方法等の工夫をすること。  
(学校外にボールが出た場合は、物損やけが人の有無などの状況を直ちに確認し、対応すること。また、対応した際には、学校及び文化スポーツ課に連絡すること。)
- ② グラウンドコンディションが悪く、使用後に現状復帰ができない場合は利用しないこと。
- ③ 石灰は各団体で用意すること。石灰でラインを引いた場合は、練習後に必ず消して原状復帰すること。
- ④ **ペグ等を使用しようとする者は、毎年度、4月1日以降にペグ等の配置、形状、材質、用途及び期間等を記載した「小平市校庭開放施設利用(スポーツ開放)におけるペグ等の使用申請書」を学校長に提出し、5月以降の初めて利用する日までに文化スポーツ課または市民総合体育館へ提出すること。**(P.21の様式にP.22、23の記入例を参考に記入、ご希望の方は、メールでWord形式の様式を送付可能です。メールでご連絡ください。)
- ⑤ こどもたちが建物や遊具、花壇・樹木等を傷つけることや、フェンスを乗り越える等の行為

を行わないように指導すること。

⑥小さな子どもが池やプールなどの危険な場所に近寄らないように注意すること。

#### (4) 体育館

①体育館専用のシューズを使用し、器具の運搬には床、壁等の保護に注意すること。

②体育館内の用具を入れる倉庫は、定期的に清掃すること。

③手動昇降式の大人用バスケットゴールは、利用前の状態を確認して、水平より上には上げないように注意すること。(巻き上げすぎるとロックがかかって動かなくなります。)

④電動昇降式の大人用バスケットゴールの操作は必ず大人が行い、昇降時は途中で止めないこと。また、昇降させる際には、ゴール下(周辺)に人がいないことを確認して行うこと。

#### (5) 学校別の特記注意事項

下記の内容は、今までに学校や近隣住民から挙げられている要望です。今後利用予定の学校につきましては、必ずその内容を御確認ください。

##### ① 近隣への騒音等に特段の注意を要する学校

【一小・二小・三小・五小・八小・十小・十一小・十二小・十四小・十五小・花小金井小・鈴木小】

住宅が隣接する上記の学校については、住宅側の窓やカーテンを閉めて防音に努めながら、大きな声や音を出さないように注意し、校門の開閉もお静かにお願い致します。近隣からの苦情等があった場合は時間や種目を制限、もしくは開放を中止とする場合があります。

【二小・三小・九小・十四小・十五小】

大声での指導・応援や罵声とも受け取られる言動は慎むこと。

【三小・花小金井小・鈴木小・一中】

駐車スペース付近での会話や、自動車のドア・トランクの開け閉めの音に気をつけ、不要なアイドリングをやめて、クラクションは絶対に鳴らさないこと。

【三小・五小・七小・八小・十一小・十四小】

学校の敷地内だけでなく、校門付近等の学校周辺においても、喫煙しないこと。

【八小】

体育館北側の窓(床と接している小窓含む)、扉およびカーテンをしめること。

住宅と隣接している校庭南側の通路は、許可された時間外は通行・駐車しないこと。

【十一小】

利用中は体育館南側の扉を開放しないこと。

##### ②校庭の利用に特段の注意を要する学校

【二小・八小・九小・十四小・花小金井小】

野球やサッカー等の球技を行う際は、ボールを学校の敷地外に出さないように練習場所や練習方法等の工夫をして利用し、ボールを使って子どもたちだけで遊ぶことのないように注意を払うこと。

【三小】

校庭に砂ぼこりが立つときには、スプリンクラーの作動をすること。

校庭の利用は、第一校庭のみとすること。

#### 【六小】

キックボード（木製の的当て）は使用しないこと。

#### 【九小】

アスファルト、舗装場所、校舎の近くでの練習は安全管理上できません。

#### 【十一小】

校庭に打ったペグ等は、毎使用後に全て引き抜くこと

#### 【十四小】

キャッチボールやシュート練習の際は、ボールが東側フェンスを越えないように工夫して利用すること。

学童の建物に、配慮して利用すること。

### ③駐輪場の利用に特段の注意を要する学校

#### 【二小】

自転車は、日中は北校舎裏のプール側、夜間は体育館裏の通用門付近に駐輪すること。

#### 【十三小】

学校敷地内は、自転車から降りて移動すること。また、指定された場所を守り、整列して駐輪すること。

#### 【学園東小】

学童保育から帰宅する子どもの通路を必ず確保すること。端から順に駐輪すること。

#### 【鈴木小】

校庭につながる地下道入口の門の外側には駐輪をしないこと。駐輪は正門～渡り廊下のスペースを使用すること。

### ④その他特段の注意を要する学校

#### 【十三小】

校庭の利用は、下記3点を厳守すること。

- ①校庭を試合で使用する際は、土日等の連日の使用はしないこと。
- ②試合を行った次の週は、試合を行わないこと。（1週空けること）
- ③芝生が荒れてしまった際は、直ちに学校に報告すること

#### 【上宿小】

体育館前の芝生広場は、スパイクで入場しないこと。また、芝生の上での飲食やボール遊びもしないこと。

#### 【一中】

体育館に砂が入るのを防ぐため、校庭側の小窓は開放しないこと。

アリーナ利用について、2団体が同時に利用する際には、必ずネットを引くこと。ネットを開閉する際は、必ず大人二人以上で、開閉用ロープを引くだけでなく、補助として、ネット本体にも手を添えて引き、丁寧に取り扱いのこと。（ロープやネットを無理に引くと壊れます。壊れた際は、多額の費用の弁償や、同枠を2団体での利用不可または全面利用中止とする場合があります。）

### 【花小金井南中】

利用の際は、けやきが丘公園側から入る、地域開放型体育館の入口を利用し、学校側の門から入らないこと。また、新規利用者が利用する場合は、必ず団体内で周知を徹底すること。

#### (6) 利用許可の取消しについて

下記の項目を守らない団体については、利用の許可を取り消し、又は利用を制限、若しくは停止とします。

- ① 許可条件又は文化スポーツ課及び学校（警備員含む）の指示に従わないとき。
- ② 許可を受けた利用時間（準備及び後片付けの時間を含む）以外に利用したとき。
- ③ 利用申請の手続きをとらないまま、学校施設を利用したとき。
- ④ 利用方法が、学校教育に支障をきたすと認めるとき。（学校施設や設備・備品等の破損、ぬかるみがひどい状態での校庭利用等）
- ⑤ 他の利用者に損害又は迷惑を及ぼすと認められるとき。
- ⑥ 開放施設内での大声や罵声、駐車場での会話、その他騒音となるような行為によって地域住民に迷惑を及ぼすとき。
- ⑦ 市において営利目的とみなしたとき。
- ⑧ 秩序を乱し、公益を害する恐れのあるとき。

## 6 その他

### (1) 学校施設スポーツ開放連絡会議について

学校施設スポーツ開放事業を推進し、情報交換を通じて円滑な運営を図るため、年に一度、「学校施設スポーツ開放連絡会議」を書面にて開催します。

### (2) 問合せについて

#### ①問合せ先

- ・スポーツ団体開放全般や、キャンセル連絡等はこちら  
※当日以降のキャンセル連絡については、学校にも連絡してください。

小平市地域振興部文化スポーツ課  
〒187-8701 小平市小川町2-1333  
TEL：042-346-9612  
FAX：042-346-9575  
メール：cdc0020@city.kodaira.lg.jp

- ・追加申込みの空き状況確認等はこちら

小平市民総合体育館  
〒187-0025 小平市津田町1-1-1  
TEL：042-343-1611  
FAX：042-344-4026

#### ②問合せ受付時間について

	受付時間	備考
文化スポーツ課	8:30~17:00	休業日:土曜・日曜・祝日
市民総合体育館	8:30~21:00	休館日(毎月第一月曜日)の受付時間は、8:30~17:00

※問合せ先はどちらも、年末年始(12月29日~1月3日)は、休業となります。

#### ③問合せの際のお願い

市では、学校施設スポーツ団体開放の他に、市営グラウンド等の体育施設の管理も行っています。そのため、問合せをされる場合は、まず「学校施設スポーツ開放」の件であることを伝えてください。

別記様式第3号（第8条関係）

小平市開放施設利用申込書  
(スポーツ開放)

小平市教育委員会 殿

次のとおり、開放施設の利用を申し込みます。

( 4月 分)

令和 〇年 〇月 〇日

利 用 団 体	団 体 名		<b>ぶるべーず</b>		登 録 番 号	<b>100</b>
	代表者氏名		<b>小平 太郎</b> 電話 XXX-XXXX			
	申請者	氏 名	<b>小平 花子</b> 電話 XXX-XXXX			
		住 所	<b>小川町〇丁目〇町〇番地</b>			
開 放 校	小平市立 <b>小平第一小</b> ・中学校 (校庭 <b>体育館</b> ・柔道場・剣道場・多目的室)					
種 目	<b>バレーボール</b>					
利用備品	<b>ネット、アンテナ、ポール</b>				ペグ等使用 無・有	
利用人数	計 <b>15</b> 人 (成年 <b>10</b> 人・未成年 <b>5</b> 人)					
利 用 希 望 日 時 等	利用希望月日及び時間				調整時間	
	<b>4月 1日(水) 18時00分～20時45分</b>				時 分～	時 分
	<b>4月 8日(水) 18時00分～20時45分</b>				時 分～	時 分
	<b>4月15日(水) 18時00分～20時45分</b>				時 分	時 分
	<b>4月22日(水) 18時00分～20時45分</b>				時	時 分
	団体登録時に認められた範囲の時間内で、 利用希望日時記入してください。				時	時 分
	月 日( )				調整時間欄は、団体で記入された利用希望時間が叶 わなかった場合に、文化スポーツ課で許可できる時間 を記載する欄ですので、申請者は記入不要です。	
	月 日( )					
	月 日( )					
	月 日( ) 時 分～時 分					
月 日( ) 時 分～時 分				時 分～時 分		

ペグ等を使用しようとする者は、ペグ等の配置、形状、材質、用途及び期間等を記載した書類を  
学校長に提出すること。

小平市開放施設利用許可書  
（スポーツ開放）

次のとおり、開放施設の利用を許可します。

（ 4月 分） 令和 〇年 〇月 〇日

利 用 団 体	団 体 名	<b>ぶるべーず</b>		登 録 番 号	<b>100</b>	
	代表者氏名	<b>小平 太郎</b> 電話 XXX-XXXX				
	申請者	氏 名	<b>小平 花子</b> 電話 XXX-XXXX			
住 所		<b>小川町〇丁目〇町〇番地</b>				
開 放 校	小平市立 <b>小平第一小</b> 中学校（校庭 <b>体育館</b> ・柔道場・剣道場・多目的室）					
種 目	<b>バレーボール</b>					
利用備品	<b>ネット、アンテナ、ポール</b>			ペグ等使用	<input checked="" type="radio"/> 有	
利用人数	計 <b>15</b> 人（成年 <b>10</b> 人・未成年 <b>5</b> 人）					
利用許可 日時等	利用許可月日及び時間				調整時間	
		<b>4月 1日(水) 18時00分～20時45分</b>			時 分～ 時 分	
		<del>4月 8日(水) 18時00分～20時45分</del>			時 分～ 時 分	学校使用
		<del>4月15日(水) 18時00分～20時45分</del>			時 分～ 時 分	
		<del>4月22日(水) 18時00分～20時45分</del>			18時30分～20時45分	
		月 日( )	時 分～ 時 分		時 分～ 時 分	
		月 日( )	時 分～ 時 分		時 分～ 時 分	
	月 日( )	時 分～ 時 分		時 分～ 時 分		
	月 日( )	時 分～ 時 分		時 分～ 時 分		
	月 日( )	時 分～ 時 分		時 分～ 時 分		
許可条件						

取消線が引かれた日時は使用できません。  
申請された時間に支障がある場合は、調整時間欄に許可できる時間が記載されます。

欄外右側に不許可の理由を付記します。  
ただし、他団体との調整により不許可となった場合は、理由を付記しません。

本記載例では、  
4月 1日…18時～20時45分で利用可  
4月 8日…学校行事のため利用不可  
4月15日…他団体との調整のため利用不可  
4月22日…18時30分～20時45分で利用可 となります。

小平市校庭開放施設利用（スポーツ開放）におけるペグ等の使用申請書

別紙1

小平市立学校長 殿

小平市校庭開放施設利用（スポーツ開放）にあたり、ペグ等の安全管理を徹底いたしますので、以下のとおりペグ等の使用を申し込みます。

団体名 代表者  
 申請者 電話番号

1 ペグ等設置位置図（小平市立 学校）



2 使用するペグ等について

管理番号	ペグ等形状（U字形状、〇〇形状、その他）	材質（アルミ・スチール・プラスチック・その他）	用途	期間

※別紙を添付する場合も上記の内容を記載すること。

3 ペグ等を使用する理由

- ・通年で使用するもの：
- ・通年以外の物：

上記の利用について、 了承する。 了承しない。  
 ※撤去時には、ペグ等の数を確認し、取り忘れが無いようにすること。  
 また、使用前後において、ペグ等の位置、安全確認は毎回行うこと。  
 なお、教育活動等において、安全管理上、撤去が必要となった場合は、要請に応じること。

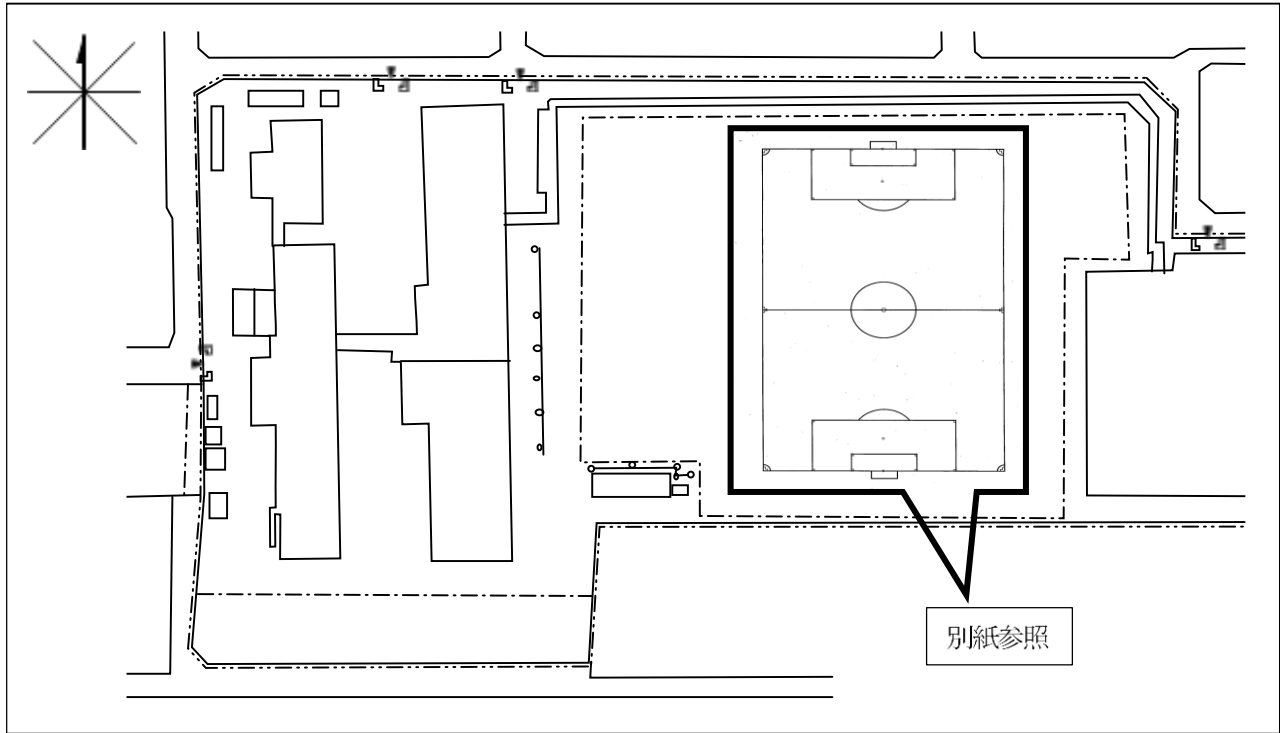
年 月 日  
 小平市立 学校長 氏名（印必要）

小平市立学校長 殿

小平市校庭開放施設利用（スポーツ開放）にあたり、ペグ等の安全管理を徹底いたしますので、以下のとおりペグ等の使用を申し込みます。

団体名 代表者  
申請者 電話番号

1 ペグ等設置位置図（小平市立〇〇〇学校）



2 使用するペグ等について

管理番号	ペグ等形状（U字形状、〇〇形状、その他）	材質（アルミ・スチール・プラスチック・その他）	用途	期間
例) 1	T字型	頭部：ポリエチレン 杭：スチール	目印	通年
例) 2	U字型	スチール	テント利用	7～8月
例) 3	別紙参照			

※別紙を添付する場合も上記の内容を記載すること。

3 ペグ等を使用する理由

- ・通年で使用するもの：
- ・通年以外の物：

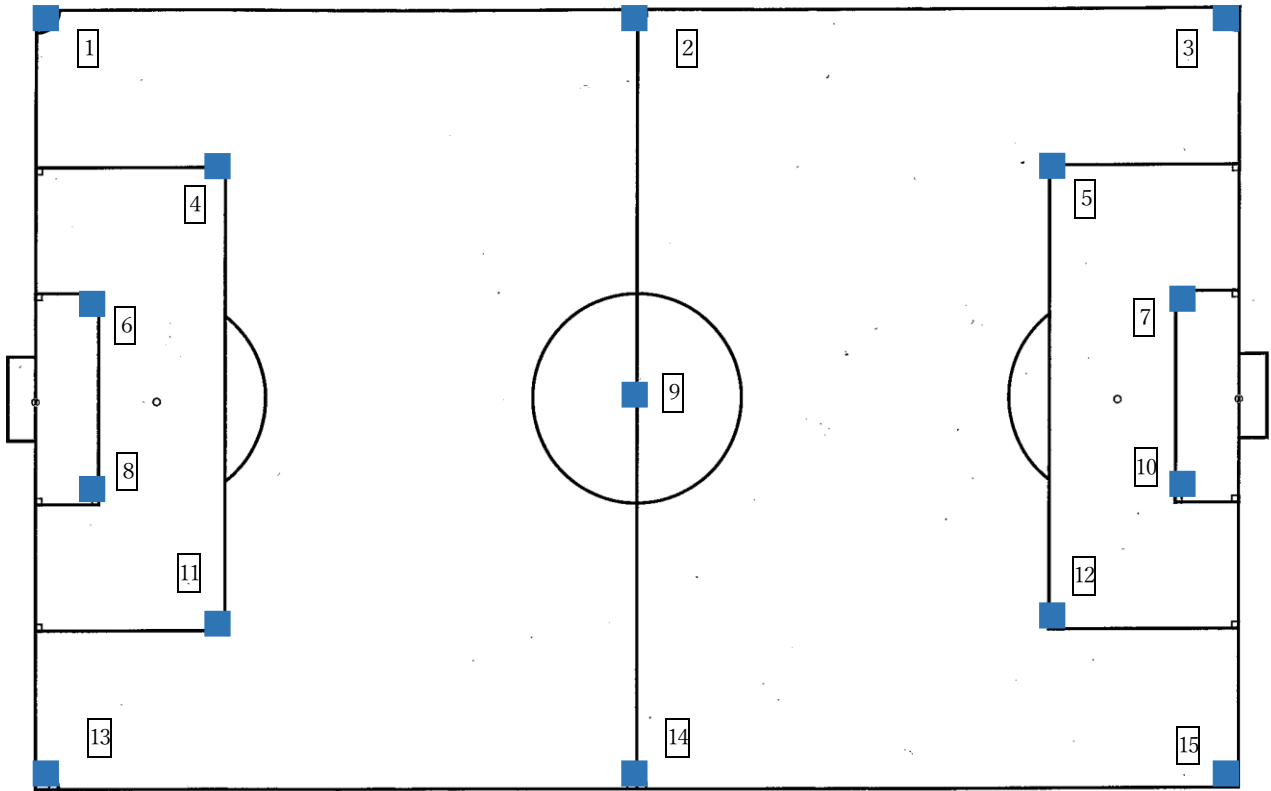
上記の利用について、 了承する。 了承しない。  
 ※撤去時には、ペグ等の数を確認し、取り忘れが無いようにすること。  
 また、使用前後において、ペグ等の位置、安全確認は毎回行うこと。  
 なお、教育活動等において、安全管理上、撤去が必要となった場合は、要請に応じること。

年 月 日  
 小平市立 〇〇学校長 氏名（印必要）

小平市校庭開放施設利用（スポーツ開放）におけるペグ等の使用申請書

小平第〇〇〇学校

【別紙記入例】



管理番号	ペグ等形状 (U 字形状、〇〇形状、その他)	材質 (アルミ・スチール・プラスチック・鉄・その他)	用途	期間
1	四角	頭部：ポリエチレン 杭：スチール	目印	通年
2	四角	頭部：ポリエチレン 杭：スチール	目印	通年
3	四角	頭部：ポリエチレン 杭：スチール	目印	通年
4	四角	頭部：ポリエチレン 杭：スチール	目印	通年
5	四角	頭部：ポリエチレン 杭：スチール	目印	通年
6	四角	頭部：ポリエチレン 杭：スチール	目印	通年
7	四角	頭部：ポリエチレン 杭：スチール	目印	通年
8	四角	頭部：ポリエチレン 杭：スチール	目印	通年
9	四角	頭部：ポリエチレン 杭：スチール	目印	通年
10	四角	頭部：ポリエチレン 杭：スチール	目印	通年
11	四角	頭部：ポリエチレン 杭：スチール	目印	通年
12	四角	頭部：ポリエチレン 杭：スチール	目印	通年
13	四角	頭部：ポリエチレン 杭：スチール	目印	通年
14	四角	頭部：ポリエチレン 杭：スチール	目印	通年
15	四角	頭部：ポリエチレン 杭：スチール	目印	通年